

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

1. 趣旨

本要領は、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策にかかる経費のうち労務管理に関する経費について、現場管理費の補正を試行するために、必要な事項を定めたものである。現場環境改善費の対象である「現場の施設や設備に対する熱中症対策」については、この要領の対象外である。

2. 用語の定義

(1) 真夏日

下記①または②のいずれかの日とする。

①日最高気温が 30 度以上の日

②暑さ指数（WBGT）が日最高 25 度以上の日

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯において①または②の日とする。

また、休工日は真夏日に計上しない。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間（現場事務所の設置又は測量等）、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、フレックス工期契約の余裕期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率とする。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日の日数} \div \text{工期}$$

本要領 6 条 4 項の基準日を定めた場合は、以下の式により算出された率とする。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工事の終期までの真夏日の日数} \div \text{工期}$$

※真夏日率は小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

※休工日は真夏日に含めない。

3. 対象工事等

(1) 対象工事

県土マネジメント部が発注する下記工事のうち、主たる工種が屋外作業である工事とする。ただし、小規模維持修繕工事は除くものとする。

・「土木工事標準積算基準書読替規定（奈良県県土マネジメント部）」に基づいて

積算する工事

- ・「下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）」（機械設備、電気設備、建築・建築設備に係る歩掛を除く）に基づいて積算する工事

（２）対象地域

全ての地域を対象とする。

4. 積算方法

現場管理費の補正は、受注者より提出された観測結果をもとに算出した真夏日率に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正値は、「土木工事標準積算基準書（奈良県県土マネジメント部）における「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」をさし、「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高２％とする。

補正については、変更契約において行う。

ただし、熱中症対策に係る「主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用※」は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）」により計上されるため、対象外とする。

※例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等

（１）補正方法

$$\text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times 1.2$$

補正値（％）は小数点以下３位を四捨五入して２位止めとする。

（２）現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}^{※1}) + \text{補正値}^{※2})$$

※1 補正係数は「土木工事標準積算基準書（国土交通省）」における「地域補正の補正係数」をさす。

※2 土木工事標準積算基準書における「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」をさす。「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高２％とする。

（３）施工箇所が点在する工事への積算

点在する施工箇所ごとに補正を行うものとする。なお、一般管理費算出時の、現場管理費率に係る補正値は、親設計書で設定した補正値によるものとする。

5. 特記仕様書への記載

発注者は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事を発注するにあたり、下記記載例のように特記仕様書に試行対象工事である旨を記載するとともに、熱中症対策を実施した場合は対象期間中の真夏日の状況に応じて設計変更の対象となる旨を記載するものとする。

第〇条 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

- (1) 本工事は、労務管理における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
- (2) 受注者は、現場管理費の補正を希望する場合は、監督職員に試行の実施希望を伝え、施工計画書に本工事の工事期間中における気温の計測方法及び計測箇所を明示すること。
- (3) 本試行の実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」（令和8年8月1日施行）（以下、「要領」という。）により行うものとする。
- (4) 受注者は、要領別紙を参考に工事打合せ簿により計測結果および熱中症対策状況の報告を行う。報告時には計測結果および対策状況の資料を添付すること。
- (5) 本試行を適用し、熱中症対策を実施した場合は、対象期間中の真夏日の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算したうえで、設計変更を行う。

6. 実施方法

(1) 気温の計測方法

受注者は、本要領に基づく補正を希望する場合には、施工計画書に工事期間中における気温の計測方法及び計測箇所を記載し、工事着手前に監督職員に提出する。

気温の計測は施工現場から最寄りの気象庁観測所の気温、暑さ指数（WBGT）の計測は施工現場から最寄りの環境省観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とし、どちらかの数値が基準を上回った場合に真夏日とする。

夜間工事については、作業時間帯にどちらかの数値が基準を上回った場合に真夏日とする。

ただし、休工日は、真夏日として計上しないものとする。

また、原則として、施工期間中に計測箇所の変更は行わないものとする。

なお、上記によりがたい場合は、監督職員と協議のうえ、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。また、計測に要する費用は受注者の負担とする。

<観測地点・観測所 一覧>

項番	観測所名	所在地	環境省観測地点	気象庁観測所
1	奈良	奈良市東紀寺町 奈良地方気象台	○	○
2	針	奈良市都祁友田町	○	○
3	大宇陀	宇陀市大宇陀下竹	○	○
4	五條	五條市三在町	○	○
5	上北山	吉野郡上北山村小椋	○	○
6	風屋	吉野郡十津川村風屋	○	○

(2) 計測結果および熱中症対策状況の報告

受注者は、計測結果、真夏日日数、真夏日率および熱中症対策状況の報告を行う。
報告時には計測結果の資料を添付することとする。(別紙-2参照)

(3) 真夏日日数および熱中症対策状況の確認方法

発注者は、受注者からの報告をもって確認を行うものとする。

(4) 工期の途中から本要領に基づく補正を希望する場合

特記仕様書により本要領の試行対象工事となっている工事で、工期の途中から本要領に基づく補正を希望する場合は、受発注者協議により熱中症対策を開始する「基準日」を定める。実施方法は(1)～(3)に拠る。

附則

- 1 この要領は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 本要領の施行日より前に入札公告または指名通知した工事についても、施行日時点において工期が 20 日以上ある工事で、受注者が現場管理費の補正を希望し、受発注者協議が整った場合に適用できるものとする。実施方法については「7. 既契約工事における変更」によるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。